

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第66期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社キトー

【英訳名】 KITO CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鬼頭 芳雄

【本店の所在の場所】 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地

【電話番号】 055-275-7521

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理本部長 箭内 吉夫

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 東京オペラシティビル16階

【電話番号】 03-5371-7345

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理本部長 箭内 吉夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第65期 第3四半期連結 累計期間	第66期 第3四半期連結 累計期間	第65期 第3四半期連結 会計期間	第66期 第3四半期連結 会計期間	第65期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	24,929	16,701	8,138	5,574	32,605
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,729	38	74	40	2,045
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (百万円)	961	391	78	396	1,185
純資産額 (百万円)			17,194	16,335	17,269
総資産額 (百万円)			29,168	24,441	27,861
1株当たり純資産額 (円)			122,953.93	117,103.97	124,120.52
1株当たり四半期(当期) 純利益又は1株当たり四 半期純損失() (円)	7,148.47	2,897.06	581.04	2,929.38	8,807.08
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利益 (円)	7,049.24		574.90		8,690.32
自己資本比率 (%)			56.7	64.8	60.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,172	1,441			572
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,333	684			2,026
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	576	746			820
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			5,609	4,723	4,655
従業員数 (名)			1,541	1,556	1,541

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

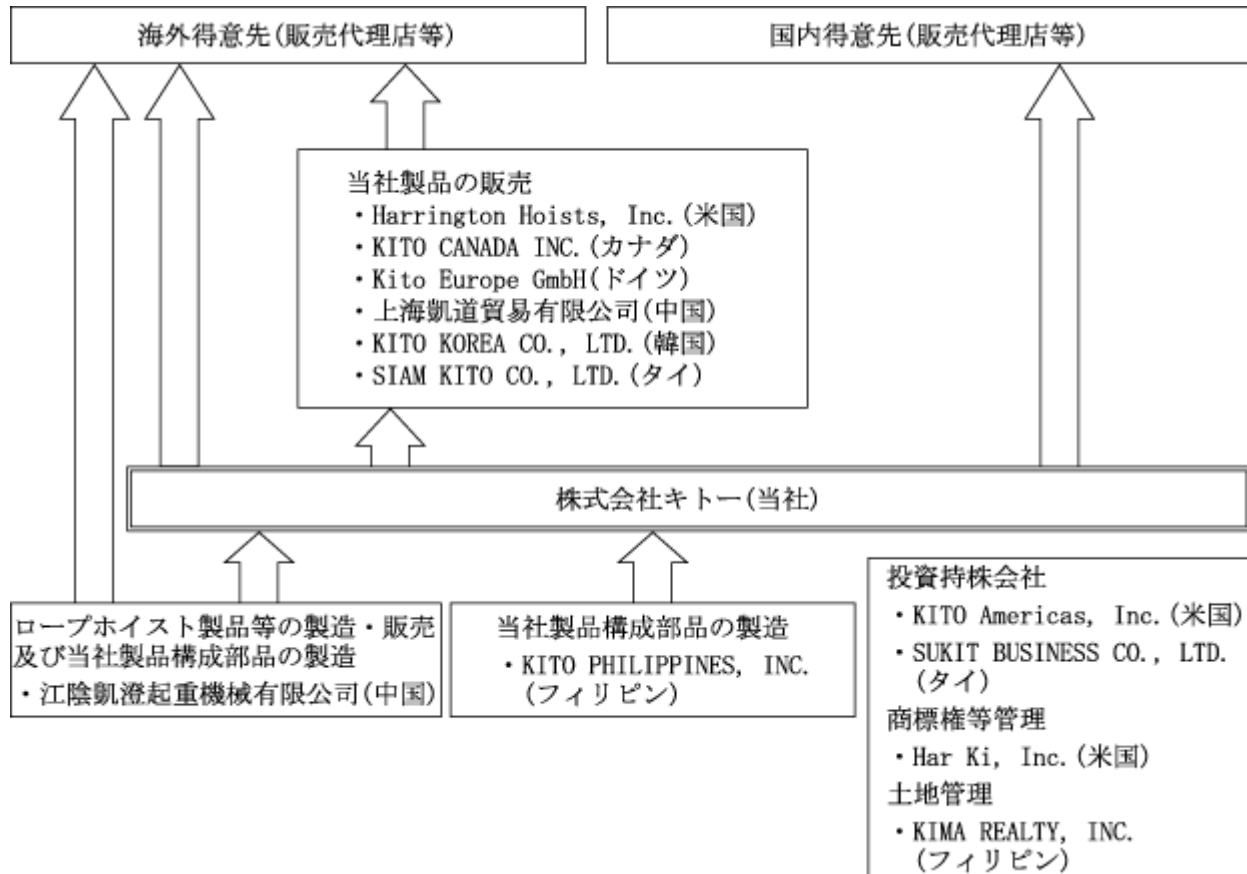
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第66期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。



(注) 子会社12社はすべて連結子会社であります。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、平成21年10月1日、当社の連結子会社であるKITO INC.（米国）はKITO Americas, Inc.に商号変更を実施いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	1,556 (333)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	638 (172)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループはホイスト・クレーン事業の単一セグメントでありますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。以下は、品目別の状況を記載しております。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
標準製品	4,146	74.1
特殊製品	791	39.2
その他	444	63.9
合計	5,382	64.7

(注) 上記の金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
特殊製品	741	57.9	825	62.0
その他	19	6,770.8	137	176.0
合計	761	59.4	962	68.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
標準製品	4,296	76.8
特殊製品	833	43.3
その他	444	72.3
合計	5,574	68.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における当社グループを取り巻く経済情勢は、一部の製造業において生産状況がフル稼働に近づいている業種も見受けられますが、世界経済の先行きに対する不確実性は依然として大きく、先進諸国の設備投資抑制が継続する等、総じて弱い動きに終始いたしました。

このような環境の下、昨年来続いていた在庫調整局面が上半期をもって一巡し、受注ペースも回復の兆しが見えてきておりますが、景気回復を実感するには至っておりません。

地域別に見ますと日本は市場全体に最悪期を脱した感があり、一部業種には活発な動きが見られるものの、全般的な設備投資の増勢には至らず、売上は低調に推移いたしました。米国は受注が回復傾向にあるものの、製造業での設備投資需要が伸び悩み、売上は低調に推移いたしました。中国市場は内需刺激策による景気回復に加え、原材料価格の低減等による利益貢献が堅調で、売上は前年とほぼ同水準となり、営業利益は前年同期比198.3%増となりました。

以上により、当第3四半期連結会計期間の連結売上高は、5,574百万円（前年同四半期比31.5%減）となりました。利益につきましては、売上の減少及び円高による影響が大きいものの、経費削減や資材費低下により、営業損失96百万円（前年同四半期は435百万円の営業利益）、経常損失40百万円（前年同四半期は74百万円の経常利益）、四半期純損失396百万円（前年同四半期は78百万円の四半期純利益）となりました。

なお、当社グループはホイスト・クレーン事業の単一セグメントでありますので、事業の種類別セグメント情報は省略しております。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

日本地域の売上高は3,411百万円と前年同四半期比43.7%減となり、売上の減少に対応すべく講じた、生産調整、固定費の削減ならび資材費の圧縮等による改善施策も及ばず、営業損失は159百万円（前年同四半期は472百万円の営業利益）となりました。

北米地域は、公的資金による経済活性化策が未だ民間の設備投資需要への波及効果として表れず、製品出荷が低調に推移したことにより売上高は1,459百万円と前年同四半期比34.2%減、営業利益は60百万円と前年同四半期比14.4%増となりました。

アジア地域は、中国など一部の地域において回復基調にあるものの、全般的な需要低迷により売上高は1,634百万円と前年同四半期比21.7%減となりました。一方、営業利益は176百万円と前年同四半期比30.1%増となりました。

欧州地域は経済情勢が低調に推移したことにより売上高は215百万円と前年同四半期比33.6%減、営業損失は4百万円（前年同四半期は8百万円の営業利益）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

資産合計は24,441百万円と前連結会計年度末に対し3,420百万円減少いたしました。これは、受取手形及び売掛金の減少1,712百万円、商品及び製品の減少743百万円等によるものです。

負債

負債合計は8,105百万円と前連結会計年度末に対し2,485百万円減少いたしました。これは、支払手形及び買掛金の減少1,706百万円、未払費用の減少319百万円等によるものです。

純資産

純資産合計は16,335百万円と前連結会計年度末に対し934百万円減少しました。これは、利益剰余金の減少735百万円、為替換算調整勘定の減少203百万円等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は4,723百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは1,002百万円（前年同四半期比1,564百万円収入増）となりました。これは、税金等調整前四半期損失が40百万円、減価償却費が303百万円、売上債権の減少が435百万円、たな卸資産の減少が105百万円、仕入債務の増加が185百万円となったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは170百万円（前年同四半期比318百万円支出減）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出163百万円等があったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは227百万円（前年同四半期比169百万円支出減）となりました。これは、短期借入金の返済額108百万円、配当の支払額が125百万円となったこと等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は174百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	470,000
計	470,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	135,241	135,241	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度を採用しておりま せん。
計	135,241	135,241		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

臨時株主総会の特別決議(平成16年3月4日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	626 (注)1・2・5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,252 (注)1・2・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 25,000 (注)3
新株予約権の行使期間	平成18年3月10日～平成26年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、2 株であります。
2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各発行対象者の 1 個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により新株予約権の行使に係る払込金額を調整するものとする(1 円未満の端数は切り上げる)。なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が新たに新株予約権を発行した場合において、当該新株予約権の行使により発行される新株 1 株当たりの発行価額が時価を下回る場合には、次の算式を合理的に読み替えて新株予約権の行使にかかる払込金額を調整するものとする(1 円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1 株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成18年11月29日付で「新株予約権の行使の条件」が変更されております。

- 5 下記期日をもってストック・オプションが行使されております。

1) 平成18年12月22日付	
新株予約権行使数	480個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式960株
2) 平成19年 1 月12日付	
新株予約権行使数	2,120個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式4,240株
3) 平成19年 7 月 2 日付	
新株予約権行使数	2,946個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式5,892株
4) 平成20年 3 月25日付	
新株予約権行使数	240個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式480株
5) 平成21年 3 月25日付	
新株予約権行使数	240個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式480株

第4回新株予約権

臨時株主総会の特別決議(平成17年3月11日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	312 (注) 1・2・5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	624 (注) 1・2・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 55,000 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成18年3月11日～平成26年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。 (注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。
2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各発行対象者の1個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により新株予約権の行使に係る払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が新たに新株予約権を発行した場合において、当該新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの発行価額が時価を下回る場合には、次の算式を合理的に読み替えて新株予約権の行使にかかる払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成18年11月29日付で「新株予約権の行使の条件」が変更されております。

- 5 下記期日をもってストック・オプションが行使されております。

平成19年9月25日付

新株予約権行使数	100個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式200株

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
第5回新株予約権

定時株主総会の特別決議及び取締役会決議(平成21年6月24日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)	
新株予約権の数(個)	600 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 108,045 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年6月25日～平成31年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 108,045 資本組入額 54,023
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に新株予約権を乗じた数を上限とする。
付与株式数は1株とするが、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成21年6月25日、以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

第6回新株予約権

定時株主総会の特別決議及び取締役会決議(平成21年6月24日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)	
新株予約権の数(個)	177 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	177 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 108,045 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成21年6月25日～平成26年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 108,045 資本組入額 54,023
新株予約権の行使の条件	新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成21年6月25日、以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定められた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社との間で当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」若しくは社外協力に関する契約と同一又は類似する契約を締結する等して当該会社の社外協力者となった場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」又は社外協力に関する契約のいずれかに新株予約権者が違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月31日		135,241		3,976		5,199

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14		
完全議決権株式(その他)	普通株式 135,227	135,227	
単元未満株式			
発行済株式総数	135,241		
総株主の議決権		135,227	

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地	14		14	0.01
計		14		14	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	86,900	85,500	103,800	104,700	102,900	101,000	93,500	91,400	87,000
最低(円)	73,500	78,000	81,000	92,000	98,000	90,200	84,000	82,100	77,900

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (市場戦略担当)	常務取締役 (海外事業本部長)	平沼 優	平成22年2月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,723	4,656
受取手形及び売掛金	¹ 3,204	4,916
商品及び製品	4,321	5,065
仕掛品	1,511	1,215
原材料及び貯蔵品	519	601
その他	864	1,696
貸倒引当金	27	34
流動資産合計	15,117	18,118
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,481	2,613
機械装置及び運搬具(純額)	2,412	2,812
その他(純額)	2,224	2,175
有形固定資産合計	² 7,119	² 7,601
無形固定資産		
のれん	484	283
その他	201	245
無形固定資産合計	685	528
投資その他の資産		
繰延税金資産	823	783
その他	679	811
貸倒引当金	-	1
投資その他の資産合計	1,503	1,592
固定資産合計	9,308	9,722
繰延資産	15	21
資産合計	24,441	27,861

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 2,836	4,542
短期借入金	3 38	3 222
未払費用	810	1,130
未払法人税等	107	112
引当金	134	346
その他	1 1,013	1,065
流動負債合計	4,941	7,418
固定負債		
社債	1,050	1,200
退職給付引当金	1,952	1,809
役員退職慰労引当金	116	112
その他	45	51
固定負債合計	3,164	3,173
負債合計	8,105	10,591
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金	5,199	5,199
利益剰余金	7,965	8,701
自己株式	0	0
株主資本合計	17,142	17,877
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3	6
為替換算調整勘定	1,303	1,099
評価・換算差額等合計	1,306	1,093
新株予約権	6	-
少数株主持分	493	485
純資産合計	16,335	17,269
負債純資産合計	24,441	27,861

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	24,929	16,701
売上原価	16,704	11,624
売上総利益	8,225	5,076
販売費及び一般管理費	1 6,129	1 5,086
営業利益又は営業損失()	2,095	10
営業外収益		
受取利息	27	7
受取配当金	0	0
補助金収入	-	35
作業屑売却収入	40	-
還付加算金	-	16
その他	61	81
営業外収益合計	129	142
営業外費用		
支払利息	13	14
為替差損	397	20
その他	85	57
営業外費用合計	496	93
経常利益	1,729	38
特別損失		
訴訟関連損失	26	-
投資有価証券評価損	2	-
製品改修引当金繰入額	5	-
会員権評価損	0	0
特別損失合計	35	0
税金等調整前四半期純利益	1,693	37
法人税等	674	383
少数株主利益	57	46
四半期純利益又は四半期純損失()	961	391

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	8,138	5,574
売上原価	5,717	3,973
売上総利益	2,421	1,600
販売費及び一般管理費	1,985	1,697
営業利益又は営業損失()	435	96
営業外収益		
受取利息	7	1
為替差益	-	20
補助金収入	-	35
作業屑売却収入	2	-
その他	7	24
営業外収益合計	16	82
営業外費用		
支払利息	5	4
為替差損	333	-
その他	38	22
営業外費用合計	376	26
経常利益又は経常損失()	74	40
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	74	40
法人税等	14	335
少数株主利益	10	19
四半期純利益又は四半期純損失()	78	396

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,693	37
減価償却費	1,033	826
貸倒引当金の増減額(は減少)	3	8
退職給付引当金の増減額(は減少)	18	142
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	11	4
受取利息及び受取配当金	27	7
投資有価証券評価損益(は益)	2	-
支払利息	13	14
売上債権の増減額(は増加)	2,471	1,648
たな卸資産の増減額(は増加)	2,835	410
仕入債務の増減額(は減少)	1,055	1,663
未払費用の増減額(は減少)	504	311
その他	324	64
小計	2,575	1,157
利息及び配当金の受取額	39	9
利息の支払額	13	10
法人税等の支払額	1,430	329
法人税等の還付額	-	614
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,172	1,441
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,022	506
有形固定資産の売却による収入	1	5
無形固定資産の取得による支出	3	7
貸付けによる支出	200	-
その他	108	176
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,333	684
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,500	64
短期借入金の返済による支出	-	251
社債の償還による支出	-	150
配当金の支払額	795	327
少数株主への配当金の支払額	117	76
その他	11	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	576	746
現金及び現金同等物に係る換算差額	277	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	137	12
現金及び現金同等物の期首残高	5,472	4,655
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	54
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,609	4,723

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、KITO KOREA CO., LTD.の重要性が増したため連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 12社</p>
2	<p>売上高の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、長期請負工事（工期1年超かつ請負金額3億円以上）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
<p>前第3四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「作業屑売却収入」は、営業外収益総額の100分の20以下になったため、当第3四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結累計期間の「その他」に含まれる「作業屑売却収入」は7百万円であります。</p>	

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	
<p>前第3四半期連結会計期間において、「無形固定資産」に含めていた「のれん」は、資産総額の100分の1を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することとしております。</p> <p>なお、前第3四半期連結会計期間の「無形固定資産」に含まれる「のれん」は7百万円であります。</p>	
(四半期連結損益計算書関係)	
<p>前第3四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「作業屑売却収入」は、営業外収益総額の100分の20以下になったため、当第3四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間の「その他」に含まれる「作業屑売却収入」は1百万円であります。</p>	

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1	<p>棚卸資産の評価方法</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p>
2	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p> <p>また、前連結会計年度末以降に、重要な企業結合や事業分離、業績の著しい好転又は悪化、その他経営環境に著しい変化が生じ、又は、一時差異等の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動があると認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに、当該著しい変化又は大幅な変動による影響を加味したものを使用しております。</p>
3	<p>経過勘定項目の算定方法</p> <p>合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1	<p>税金費用の算定方法</p> <p>当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて税金費用を計算しております。ただし、見積実効税率を使用できない場合には、法定実効税率で計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)												
<p>1 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">127百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買掛金</td> <td style="text-align: right;">307百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> </table>	受取手形	17百万円	支払手形	127百万円	買掛金	307百万円	その他	58百万円					
受取手形	17百万円												
支払手形	127百万円												
買掛金	307百万円												
その他	58百万円												
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">20,636百万円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">19,983百万円</p>												
<p>3 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当第3四半期連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、コミットメントライン契約には主に下記の財務制限条項がついております。</p> <p>(1) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産合計額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成19年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(2) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業利益を損失としないこと。</p>	貸出コミットメントの総額	5,000百万円	借入実行残高	百万円	差引額	5,000百万円	<p>3 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、コミットメントライン契約には主に下記の財務制限条項がついております。</p> <p>(1) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産合計額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成19年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(2) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業利益を損失としないこと。</p>	貸出コミットメントの総額	5,000百万円	借入実行残高	百万円	差引額	5,000百万円
貸出コミットメントの総額	5,000百万円												
借入実行残高	百万円												
差引額	5,000百万円												
貸出コミットメントの総額	5,000百万円												
借入実行残高	百万円												
差引額	5,000百万円												

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。 給料・賞与 1,983百万円	1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。 給料・賞与 1,842百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。 給料・賞与 728百万円	1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。 給料・賞与 651百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 5,610百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 0百万円 現金及び現金同等物 5,609百万円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 4,723百万円 現金及び現金同等物 4,723百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	135,241

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	14

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期連結会計期間末残高(百万円)
提出会社			6
合計			6

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	202	1,500.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	135	1,000.00	平成21年9月30日	平成21年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社グループは、ホイスト・クレーン事業の単一セグメントでありますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	3,721	2,219	1,877	320	8,138		8,138
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,337		211	3	2,552	(2,552)	
計	6,058	2,219	2,088	324	10,691	(2,552)	8,138
営業利益	472	52	135	8	669	(234)	435

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ・カナダ
- (2) アジア.....フィリピン・中国・タイ
- (3) 欧州.....ドイツ

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	2,356	1,459	1,542	215	5,574		5,574
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,055		92		1,147	(1,147)	
計	3,411	1,459	1,634	215	6,721	(1,147)	5,574
営業利益又は営業損失()	159	60	176	4	73	(170)	96

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ・カナダ
- (2) アジア.....フィリピン・中国・タイ・韓国
- (3) 欧州.....ドイツ

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	11,744	6,837	5,194	1,151	24,929		24,929
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,394		588	13	6,996	(6,996)	
計	18,139	6,837	5,783	1,165	31,925	(6,996)	24,929
営業利益	2,109	226	462	73	2,872	(776)	2,095

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 北米.....アメリカ・カナダ
(2) アジア.....フィリピン・中国・タイ
(3) 欧州.....ドイツ
3 第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べて「日本」の営業利益が4百万円減少しております。
4 第1四半期連結会計期間より法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)に伴い、耐用年数を見直し変更しております。これにより、「日本」の営業利益が82百万円減少しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	7,225	4,355	4,486	633	16,701		16,701
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,941		278		3,220	(3,220)	
計	10,167	4,355	4,765	633	19,921	(3,220)	16,701
営業利益又は営業損失()	75	58	439	13	408	(419)	10

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 北米.....アメリカ・カナダ
(2) アジア.....フィリピン・中国・タイ・韓国
(3) 欧州.....ドイツ
3 第1四半期連結会計期間より「KITO KOREA CO., LTD.」を連結の範囲に含めたことに伴い、「アジア」に韓国を含めて表示しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	2,219	2,030	369	405	5,024
連結売上高(百万円)					8,138
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	27.3	24.9	4.5	5.0	61.7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米.....アメリカ・カナダ
 (2) アジア.....中国・東南アジア
 (3) 欧州.....ドイツ・イタリア・その他
 (4) その他の地域.....アフリカ・オセアニア・その他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	1,459	1,625	244	232	3,561
連結売上高(百万円)					5,574
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.2	29.2	4.4	4.2	64.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米.....アメリカ・カナダ
 (2) アジア.....中国・東南アジア・その他
 (3) 欧州.....ドイツ・イタリア・その他
 (4) その他の地域.....アフリカ・オセアニア・その他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	6,837	5,613	1,322	948	14,721
連結売上高(百万円)					24,929
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	27.5	22.5	5.3	3.8	59.1

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米.....アメリカ・カナダ
 (2) アジア.....中国・東南アジア
 (3) 欧州.....ドイツ・イタリア・その他
 (4) その他の地域.....アフリカ・オセアニア・その他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	4,355	4,710	973	594	10,634
連結売上高(百万円)					16,701
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.1	28.2	5.8	3.6	63.7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米.....アメリカ・カナダ
 (2) アジア.....中国・東南アジア・その他
 (3) 欧州.....ドイツ・イタリア・その他
 (4) その他の地域.....アフリカ・オセアニア・その他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 117,103.97円	1株当たり純資産額 124,120.52円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	16,335	17,269
普通株式に係る純資産額(百万円)	15,835	16,784
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	6	
少数株主持分	493	485
普通株式の発行済株式数(株)	135,241	135,241
普通株式の自己株式数(株)	14	14
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	135,227	135,227

2 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益 7,148.47円	1株当たり四半期純損失() 2,897.06円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 7,049.24円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	961	391
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	961	391
普通株式の期中平均株式数(株)	134,543	135,227
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	1,894	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		第5回新株予約権 定時株主総会の特別決議及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数600個) 第6回新株予約権 定時株主総会の特別決議及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数177個) 詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益 581.04円	1株当たり四半期純損失() 2,929.38円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 574.90円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	78	396
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	78	396
普通株式の期中平均株式数(株)	134,543	135,227
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	1,437	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		第5回新株予約権 定時株主総会の特別決議及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数600個) 第6回新株予約権 定時株主総会の特別決議及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数177個) 詳細については、第4提出会社の状況(1)株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第66期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）中間配当については、平成21年11月12日開催の取締役会において、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	135百万円
1株当たりの金額	1,000円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成21年12月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社キトー
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 昌弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社キトー
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 山本 昌弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。